

営農情報



『でん粉原料用甘しょ生産者の皆様へ』

令和8年産でん粉原料用甘しょの出荷につきましては、下記の注意点を必ず遵守いただきますよう、生産者皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

【注意点】

- ① 尻根部分の除去はせずに構いませんが、なり口部分については必ず除去してください。
- ② 付着している土砂については、できる限り取り除いてください。特に圃場内でバケツトに甘藷を入れてダンプに載せる場合は、土砂が逃げるところがありませんので、ご注意ください。
- ③ 腐敗している甘藷については、出荷ができませんのでご注意ください。
- ④ クズ芋の混入が多い場合は、受入れ検査員立ち会いのもと歩引きを行います。
- ⑤ 異物の混入があった場合は、工場の機械の損傷につながりますので、収穫の際は異物が混入しないようご注意ください。
- ⑥ 受入品種は、シロサツマ・シロユタカ・コナホマレ・ダイチノユメ・ミナミユタカ・こないしん・みちしずく、コガネタイガンの8種類となります。（コガネセンガンは受入を行いません）
- ⑦ 出荷にあたっては、生産者と農協・でん粉事業者と締結した売渡契約書の契約数量を遵守し、計画的な出荷をお願いします。

令和8年産でん粉原料用甘しょの価格については下記のとおりです。

（単位：俵／37.5 kg）

課税区分	原料代	交付金	甘しょ代金
免税事業者	585円	1,350円	1,935円
課税事業者	585円	1,308円	1,893円

※生産者交付金の申請時に、ご自身の免税・課税区分を正しく記載する必要があります。

※虚偽や誤った内容で申請したことが判明した場合は、交付金の返還や交付金が交付されない事態になりますので、ご注意ください。

※免税・課税の区分が変更になった場合は、JAの営農部営農企画課まで必ず連絡をください。

